

雄武町
地球温暖化防止実行計画
(事務事業編)

令和7年3月



雄武町

はじめに

このたび、雄武町（以下「本町」といいます。）は、2030年度までの事務事業にかかる温暖化対策について定めた「雄武町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」といいます。）を策定いたしました。

近年、世界各地では地球温暖化に起因すると考えられている異常気象による大規模災害が頻発し、国内においても猛暑や降水量の減少、記録的な豪雨などによる自然災害が激甚化しており、気候変動が人々の生活やすべての生態系に大きな影響を与える危機的な状況となっています。

本町は、オホーツク海の豊かな漁場や広大な草地と森林資源によって育まれてきた町であり、この豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、気候変動に対する危機感を共有し、具体的な行動をとる必要があります。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、その中期目標として2030年度における温室効果ガスの2013年度比46%削減を目指しています。

また、北海道においても、「ゼロカーボン北海道推進計画」が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

本町においては、2018（平成30）年3月に「第6期雄武町総合計画」を策定し、「～郷土愛で築く～ 次世代へ躍進するまち・雄武」を掲げ、循環型社会づくりによる「快適感を満たす環境のまち・雄武」の創造を目指した取組を進めてきました。2024（令和6）年12月には、本町は、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを表明しました。

ゼロカーボン社会の実現を見据え、全庁で本町の事務事業における温室効果ガス排出量削減を目指し、本計画を着実に進めてまいります。

令和7年（2025年）3月

雄武町長 高橋健仁

目次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化とは	1
2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
3 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
4 本町における地球温暖化対策の状況	2
第2章 計画の基本的事項	4
1 計画の目的	4
2 計画の位置づけ	4
3 対象とする範囲	4
4 対象とする温室効果ガス	5
5 計画の基準年度及び期間	5
第3章 温室効果ガスの排出状況と削減目標	6
1 温室効果ガス排出量の算定手法	6
2 温室効果ガス排出量の推移	6
3 温室効果ガス総排出量の削減目標	8
第4章 地球温暖化防止のための取組	9
1 目標達成に向けた取組の基本方針	9
2 目標達成に向けた具体的な取組の例	10
第5章 計画の推進体制及び進捗管理	12
1 推進体制	12
2 進捗管理	13
参考資料	14
資料1 温室効果ガス排出量の算定に用いた排出係数	14
資料2 計画対象施設	15
資料3 用語解説	17

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化とは

(1) 気候変動の影響

地球温暖化による気候変動は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる問題と認識され、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、人間の活動が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは、さらに高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化の原因

地球温暖化の主要な原因は、温室効果ガスの増加とされます。ガスには、様々なものがありますが、最大の原因は、大気中の二酸化炭素（CO₂）濃度の増加であることが分かっています。そのメカニズムとして、次のように熱を吸収し再放射する温室効果ガスの量が増えると、大気が異常に暖まり、地球の温暖化が引き起こされると考えられています。

- ① 太陽光で地表が暖められる。
- ② 暖められた地表から熱が放射され、温室効果ガスに吸収される。
- ③ 吸収された熱が再放射され大気が暖まる。

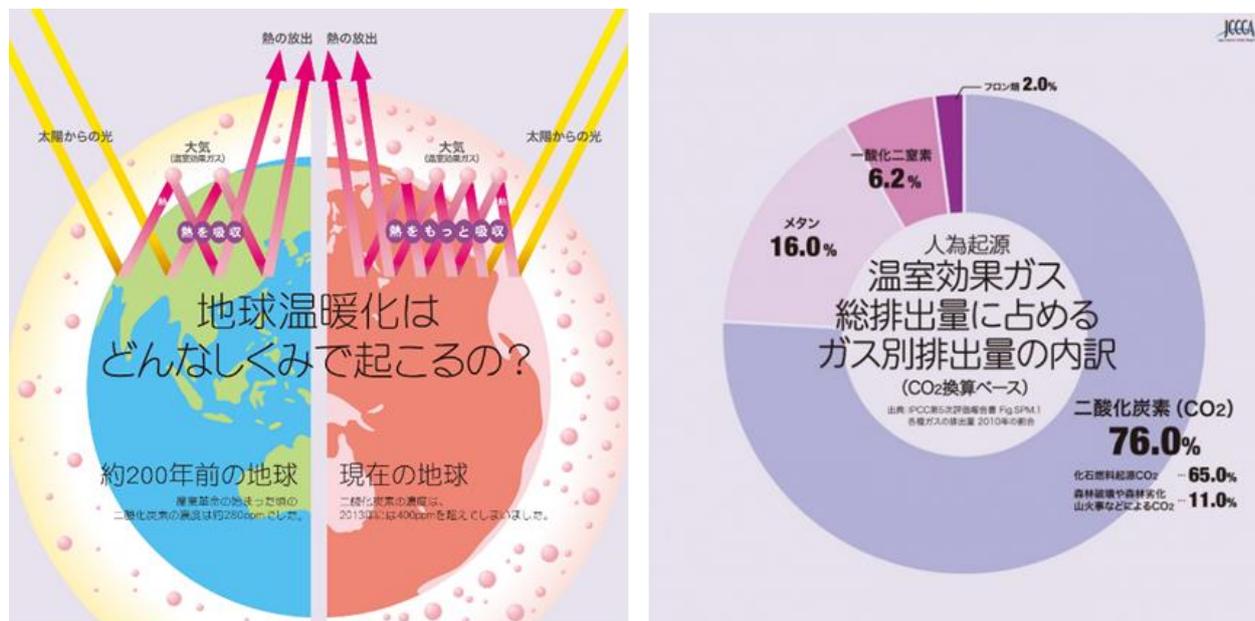


図 1 地球温暖化のメカニズム (左) と温室効果ガスのガス別排出量の内訳 (右)

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

世界では、2015（平成27）年にパリ協定が採択され、各国が「今世紀後半に人間活動による温室効果ガス排出を実質的にゼロにする」ことを取り決めました。また、2018（平成30年）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

（1） 国の動向

国は、2020（令和2）年に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明し、2021（令和3）年3月、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」といいます。）」の改定において、パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念が法律上でも掲げられました。また、同年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減とし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。同年10月、この目標実現のため、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されています。

また、合わせて、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」の改定も行われました。ここでは、温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

（2） 北海道の動向

北海道においても2022（令和4）年3月に「ゼロカーボン北海道推進計画」が策定されています。2030年度に温室効果ガス排出量2013年度比で48%削減することが目標として掲げられ、「多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化」、「豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用」、「森林等の二酸化炭素吸収源の確保」を重点的に進める取組と位置付け、積極的に推進することとされています。

4 本町における地球温暖化対策の状況

（1） 第6期雄武町総合計画

本町では、「第6期雄武町総合計画」において、政策目標「4 快適感を満たす環境のまち・雄武」において次のような将来像を掲げています。「町民一人ひとりが資源、エネルギーを循環・再利用する生活様式を積極的に取り入れ、子どもたちにその大切さを伝えています。恵まれた自然環境を、後世にわたって保全できる仕組みも整っています。」

また、単位施策の内容として、自然環境・地球環境の保全、省エネや再生可能エネルギーの活用によるエネルギーの有効利用を施策として位置付けています。

（2） 雄武町ゼロカーボンシティ宣言

本町は、令和6年12月11日開催の町議会12月定例会において、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを表明しました。

ゼロカーボンシティとは、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すことを

公表した自治体のことです。

(3) 循環型社会の推進に関する対策や取組

本町では、令和7年度から一般住宅を対象に太陽光発電設備の導入に係る補助制度を新設し、一般家庭への再生可能エネルギーの普及推進を通じて環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指すこととしています。

ごみについては、リデュース（発生するごみの量を減らす）・リユース（繰り返し使う）・リサイクル（再生利用する）の3Rを推進し、分別収集の拡大を図るとともに、指定袋・指定シールでの有料化により、ごみの減量化を進めてきました。1人当たりのごみ排出量はほぼ横ばいで推移しています。

本町は、森林面積が47,340ha（道有林33,347ha、町有林2,758ha、民有林11,235ha）と総面積の74%を占める森林に恵まれた地域であり、「雄武町森林整備計画」において、林地残材等の木質バイオマスの利用を促進することとしています。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第6期雄武町総合計画」における政策目標「4 快適感を満たす環境のまち・雄武」に位置づけ、温対法における地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定するものです。

策定に当たっては、「地球温暖化対策計画」に即して、国の実行計画「政府実行計画」及び北海道の実行計画「ゼロカーボン北海道推進計画」を踏まえ、本町の関連計画（「雄武町公共施設等総合管理計画」等）と整合を図るものとします。

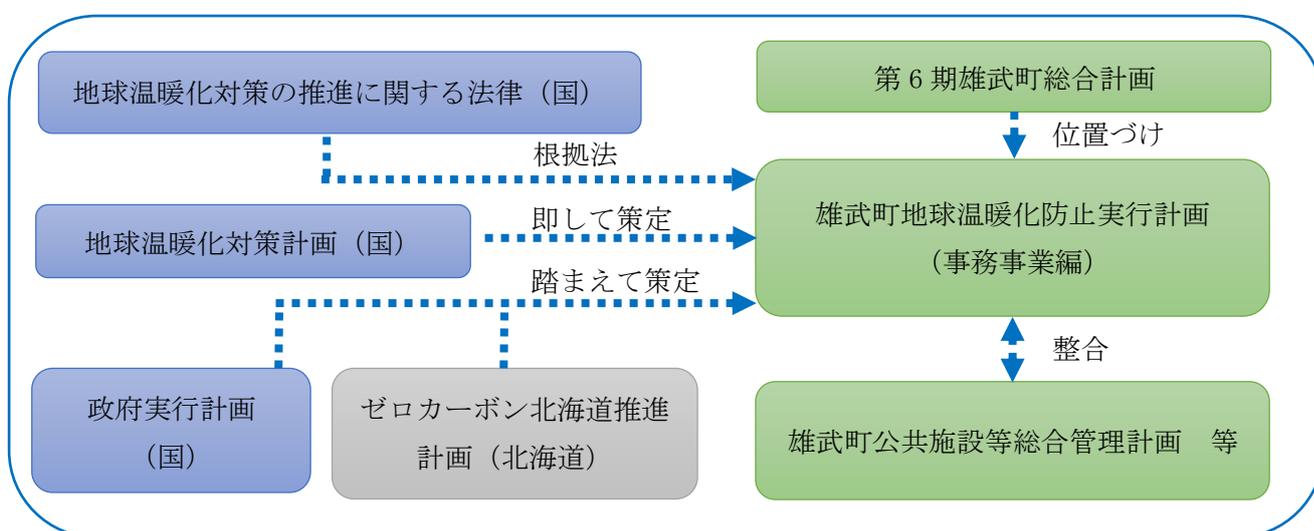


図 2 計画の位置づけ

3 対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、本町の組織及び施設における全ての事務事業とします。ただし、本町が直接管理を行わない広域行政事務組合等の事務事業については対象範囲に含めないものとし、73施設及び公用車の使用燃料を温室効果ガス排出量の算定対象施設とします。なお、対象施設の一覧は巻末資料に掲載しています。

表 1 本計画の温室効果ガス排出量算定対象施設数

施設区分	施設数
町民文化系施設	12
社会教育系施設	1
スポーツ・レクリエーション系施設	5
産業系施設	10
学校教育系施設	4
子育て支援施設	2
保健・福祉施設	7
医療施設	1
行政系施設	3
公営住宅等	1
公園	4
供給処理施設	2
その他公共施設	1
簡易水道施設	5
営農用水施設	14
下水道施設	1
施設合計	73

4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスの種類は、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)とします。温対法に規定されている下表の7種類すべてが事務事業編の対象となり得ますが、排出量の算定にあたり、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の4種類の温室効果ガスについては、本町の事務・事業において排出がほぼないものや排出量の把握が困難なものであることから、本町の温室効果ガス総排出量の算定対象は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類とします。

表 2 本計画(事務事業編)において対象とする温室効果ガスの種類(赤枠が算定対象)

ガス種類	人為的な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	電気、灯油、ガソリン等の使用により排出される。また、廃プラスチック類の焼却によっても排出される。
メタン(CH ₄)	ガソリン等の燃料の燃焼や湿地、水田、家畜の腸内発酵、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て等から排出される。
一酸化二窒素(N ₂ O)	ガソリン等の燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用等によって排出される。
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用や廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造・溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
六ふっ化硫黄(SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
三ふっ化窒素(NF ₃)	半導体製造等に用いられている。

※地球温暖化対策推進法施行令に列挙されている温室効果ガス

5 計画の基準年度及び期間

本計画の基準年度及び計画期間は、国の「地球温暖化対策計画」に準じ、基準年度を2013(平成25)年度、計画期間を2025(令和7)年度から2030(令和12)年度とします。計画の見直しは2030年度を目途に、進捗に応じて行うものとします。

第3章 温室効果ガスの排出状況と削減目標

1 温室効果ガス排出量の算定手法

温室効果ガス排出量は、環境省が公表している「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和6年4月）に基づき算定しました。計算式や各係数は巻末に資料1として掲載しています。

2 温室効果ガス排出量の推移

本町の事務事業における温室効果ガス排出量を以下の図及び表に示します。1999年度と比較して、2006年度には排出量が大幅に増加していますが、これは施設の新設や対象施設の追加によるものであると考えられます。

2006年度から2023年度にかけてはやや増加傾向にあり、主に、この期間に新設された施設（沢木住民センター（つどーれ）、雄武町図書館（雄図びあ）、雄武町貯氷施設、雄武町立学校給食センター、雄武町若草保育所、雄武ダム）の増加分337t-CO₂によるものです。排出割合の大きい電気による温室効果ガス総排出量は、2,935t-CO₂から3,189t-CO₂へ増加しており、施設の新設に加え、電力の排出係数（1kWh当たりのCO₂排出量）が0.502kg-CO₂/kWhから0.533kg-CO₂/kWhに増加したことも要因です。

2023年度においては、医療施設の排出量が最も大きく、産業系施設の排出量が2番目に大きくなっています。主要な施設として、医療施設に分類される雄武町国民健康保険病院が1,039,722kg-CO₂と最も多くのエネルギー起源CO₂を排出し、主な排出源は重油となっています。次にエネルギー起源CO₂排出量が多い施設は、産業施設に分類される雄武町水産冷蔵施設の527,002kg-CO₂であり、主な排出源は電気となっています。

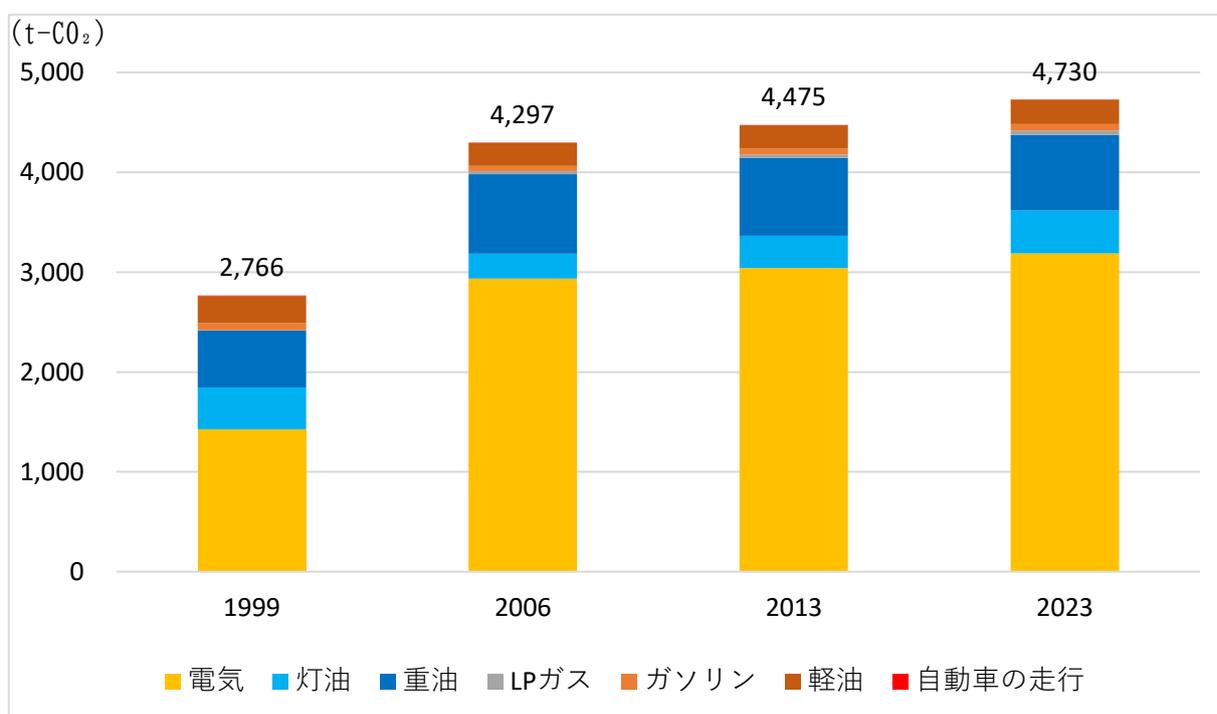


図 3 各年度の排出量

表 3 温室効果ガス排出量の推移 (t-CO₂)

温室効果ガスの種類	排出源	1999年度	2006年度	2013年度	2023年度
CO ₂	電気	1,425	2,935	3,040	3,189
	灯油	421	250	323	428
	重油	572	798	781	757
	LPガス	4	29	36	45
	ガソリン	71	52	57	64
	軽油	268	230	235	242
CH ₄ 及びN ₂ O	自動車の走行	5	3	3	4
合計		2,766	2,766	4,297	4,475

※1999年度及び2006年度の排出量は過去の算定値から再度算定を行っています。

※2013年度は、エネルギー使用量が得られなかったため、2006年度から2023年度の増減の傾向から温室効果ガス排出量を推定値として算定しました。

表 4 エネルギー使用量及び公用車の走行距離の推移

項目	単位	1999年度	2006年度	2013年度	2023年度
電気	kWh	3,711,649.00	5,722,996.97	-	5,983,667.60
灯油	L	166,517.00	100,390.00	-	172,023.13
重油	L	212,021.00	294,350.00	-	279,250.00
LPガス	m ³	1,172.94	4,465.64	-	6,897.10
ガソリン	L	29,968.00	22,506.00	-	27,659.12
軽油	L	101,277.00	87,776.00	-	93,799.22
公用車の走行距離	km	763,388.00	465,047.00	-	588,095.00

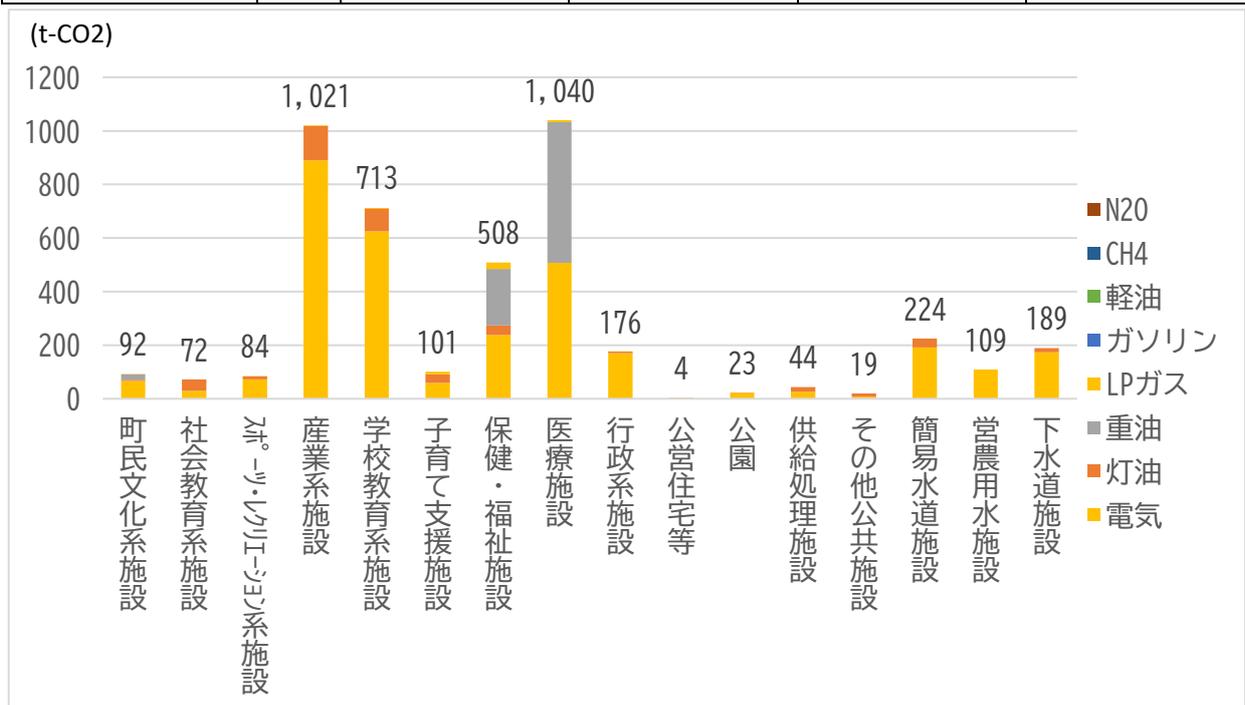


図 4 2023年度の施設区分別エネルギー起源CO₂排出量

3 温室効果ガス総排出量の削減目標

「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」を踏まえ、本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を以下の通り設定します。

本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で50%削減することを目指します。

表 5 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	4,297t-CO ₂	2,149t-CO ₂
削減率	-	50%

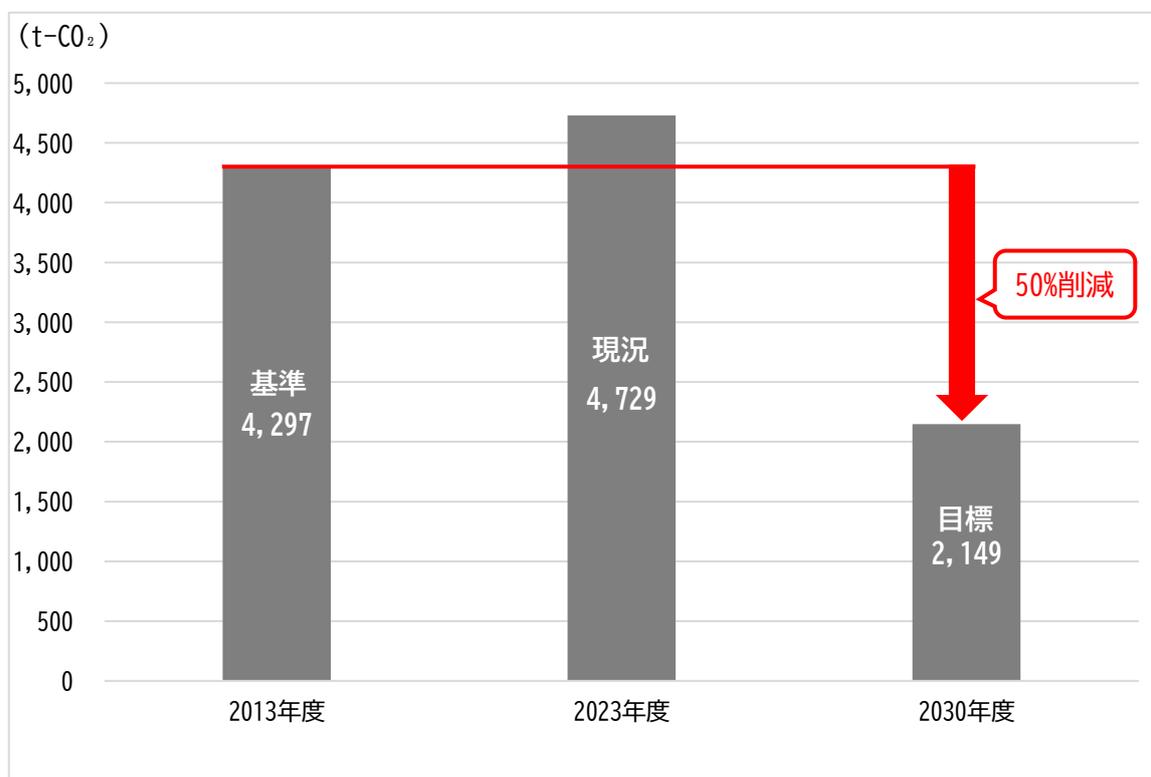


図 5 温室効果ガスの削減目標

第4章 地球温暖化防止のための取組

1 目標達成に向けた取組の基本方針

本計画における温室効果ガス総排出量の削減目標に向けた取組の基本方針を次のように定めます。

① 「運用改善」に関する取組方針

施設・設備の運用時のエネルギー消費量を把握することで、温室効果ガスの量を算定し、効果的な改善策を検討するとともに、職員の地球温暖化対策に対する意識啓発等により、実施可能な省エネを推進することで、日常業務におけるエネルギー消費量を削減する。

② 「設備更新」に関する取組方針

設備の更新時、公共施設の新築時・改修時には、費用対効果も踏まえて省エネ基準に適合した整備を図る。既存設備を含めた本町全体のLED照明の導入を積極的に推進し、主要施設について100% LED化することを目指す。

③ 「再生可能エネルギーの導入」に関する取組方針

本町が保有する建築物及び土地について、自家消費を主目的とした再エネの導入により、温室効果ガス総排出の削減を図る。

④ 「公用車の環境に配慮した使用及び電動車の導入」に関する取組方針

エコドライブの推進により公用車の燃料消費量を抑制し、温室効果ガス総排出量の削減を図る。年間走行距離が長い公用車を優先的に電動車（ハイブリッド車、電気自動車等）へ切り替えることを検討する。

⑤ 「森林の整備・保全」に関する取組方針

町有林において、間伐や植林、保育などの森林施業を計画的に実施することで、健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。また、町産材などの積極的な利用に努める。

2 目標達成に向けた具体的な取組の例

本町では、上記基本方針の下、地球温暖化対策を実施します。本町の事務・事業におけるどのような行動が地球温暖化対策につながるのかについて、以下に具体的な取組例を示します。

①「運用改善」

項目	具体的な取組例
冷暖房の使用上の工夫	(1) 冷暖房の設定の調整（温度や運転時間の調節等） (2) 冷暖房負荷削減を目的とした扇風機やサーキュレーターの活用 (3) エアコンフィルターの清掃 (4) クールビズ・ウォームビズの実施 (5) 遮光カーテン、ブラインド、遮光・遮熱シート、グリーンカーテンによる日射の調整
照明や電気製品の使用時間削減	(1) 昼休みや職員不在時等の消灯、使用しない電気製品の電源オフ (2) 勤務終了後の速やかな退庁による節電等の推進 (3) ノー残業デーの徹底
水道・給湯の使用上の工夫	(1) 水道蛇口の流量調節等による節水の取組 (2) 給湯温度の調整 (3) 電気ポットの使用方法の工夫
用紙の削減	(1) 両面印刷・両面コピー機能の活用による用紙使用量の削減 (2) 電子メールの活用による紙媒体の削減 (3) パソコンやタブレット端末の活用による業務のペーパーレス化の推進 (4) 各種申請書の電子化による紙使用量の削減
物品調達時の環境配慮	(1) 特定調達品目の購入におけるグリーン購入の推進 (2) 使い捨て製品の購入を控え、詰め替え品、リサイクル品の購入を推進
リサイクル等の実施	(1) 業務における3R運動の推進 (2) 廃棄物の分別を徹底
町役場職員の意識啓発	(1) 地球温暖化対策に関する町職員等への情報周知 (2) 勤務終了後の速やかな退庁による節電等の推進

②「設備更新」

項目	具体的な取組例
設備更新時の省エネ化	(1) 設備更新時における省エネ設備の積極的な採用 (2) 照明の全庁的なLED化の実施 (3) 温室効果ガス総排出量の削減に効果的な空調・熱源の方式の採用
新築事業等の省エネ化	(1) 新築事業及び大規模改修事業におけるZEB化または将来のZEB化を見据えた整備検討

③「再生可能エネルギーの導入」

項目	具体的な取組例
建物への導入	(1) 既存施設における耐震性や保守性を確保したうえでの屋上太陽光発電設備の導入の検討 (2) 公共施設の建替えに合わせた太陽光発電設備の導入の検討
災害時等の活用	(1) 災害時の非常電源として再生可能エネルギー発電設備と合わせた蓄電池の導入の検討 (2) 施設の用途や特性、立地条件等を踏まえた再生可能エネルギーの導入検討

④「公用車の環境に配慮した使用及び電動車の導入」

項目	具体的な取組例
公用車の使用	(1) 燃費向上に向けたエコドライブの実施 (2) 駐車場内でのアイドリング・ストップの実施
公用車等の更新	(1) 公用車両の入替え及び新規導入における電動車（ハイブリッド車、電気自動車等）の導入推進 (2) 電気自動車充電設備の導入検討

⑤「森林の整備・保全」

項目	具体的な取組例
森林の整備	(1) 温室効果ガスの吸収量増加に向けた町有林の計画的な施業
森林資源の適切な活用	(1) 「雄武町地域材利用推進方針」に基づく積極的な町産材の利用 (2) 木質バイオマスの利用の検討

第5章 計画の推進体制及び進捗管理

1 推進体制

実行計画の実効性を高めるためには、温室効果ガス総排出量の削減の目標達成に向けて、全職員が関連する取組を実践していくことが重要です。そこで、雄武町地球温暖化対策推進本部を設置し、本部長としての町長の指揮の下、全庁的な取組を推進します。

(1) 推進本部の内容

推進本部は、本部長を町長とし、計画の策定、見直し及び計画の推進、点検を行います。

(2) 事務局

事務局を住民生活課環境衛生係に置き、取組項目について各課と協議調整のうえ、全体の進捗状況を把握し、毎年度温室効果ガス総排出量の算定及び報告等、総合的な推進を行います。

(3) 各課及び施設の役割

各課は、所掌事務及び所管施設における取組の実施及び進捗の管理を行い、エネルギーの使用状況について事務局に報告します。

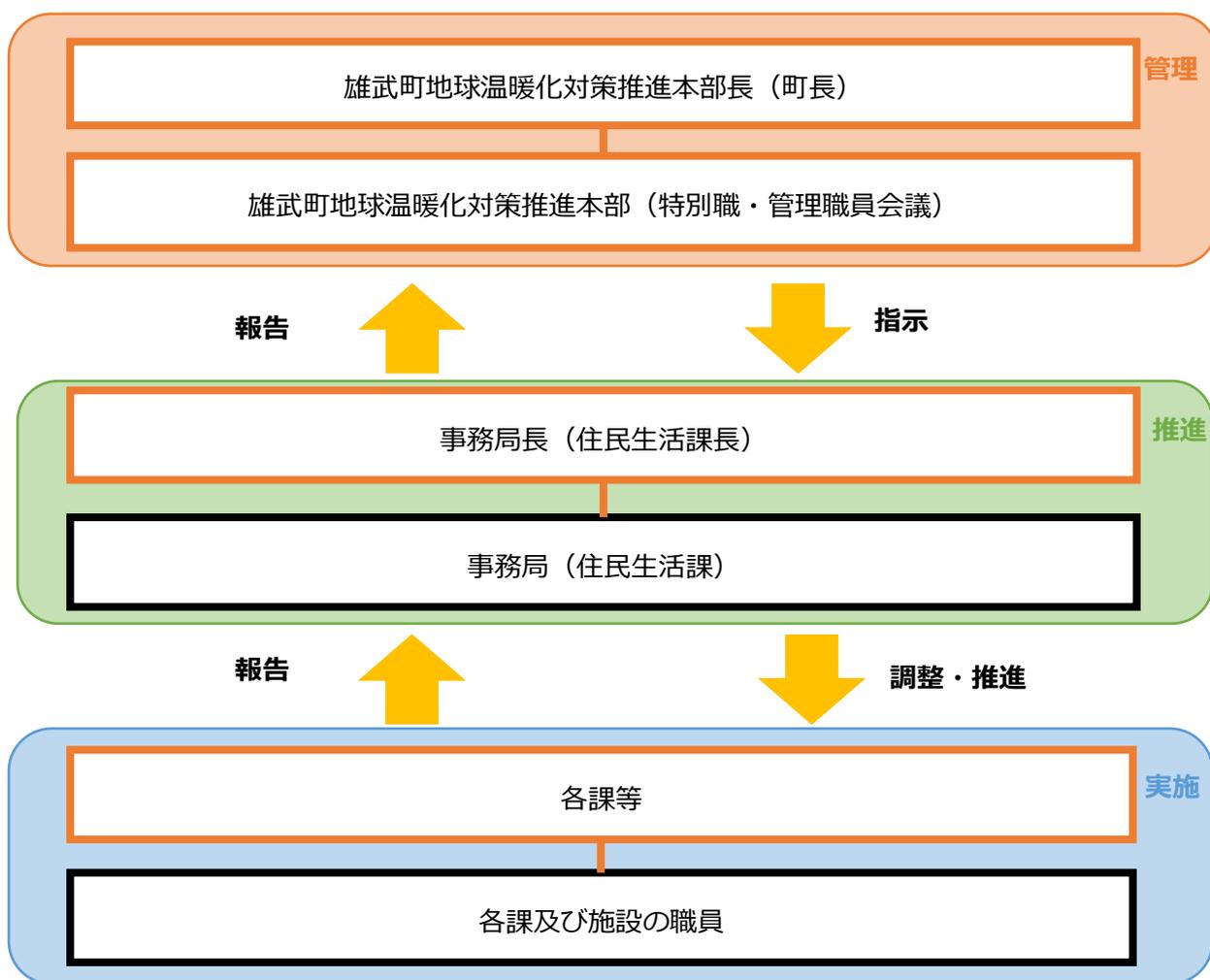


図 6 計画の推進体制

2 進捗管理

本計画の進捗管理は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年度の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、計画期間末を目途に見直しに向けた検討を行います。

Plan（計画）：本計画の策定による目標設定及び取組の計画

Do（実行）：基本方針に基づく各課及び施設での取組実施。研修等の実施

Check（評価）：毎年度、事務局から各課に照会してエネルギー使用量を集約し、温室効果ガス総排出量を算定

Act（改善）：毎年度、温室効果ガス総排出量を公表。計画期末を目途に計画の見直し

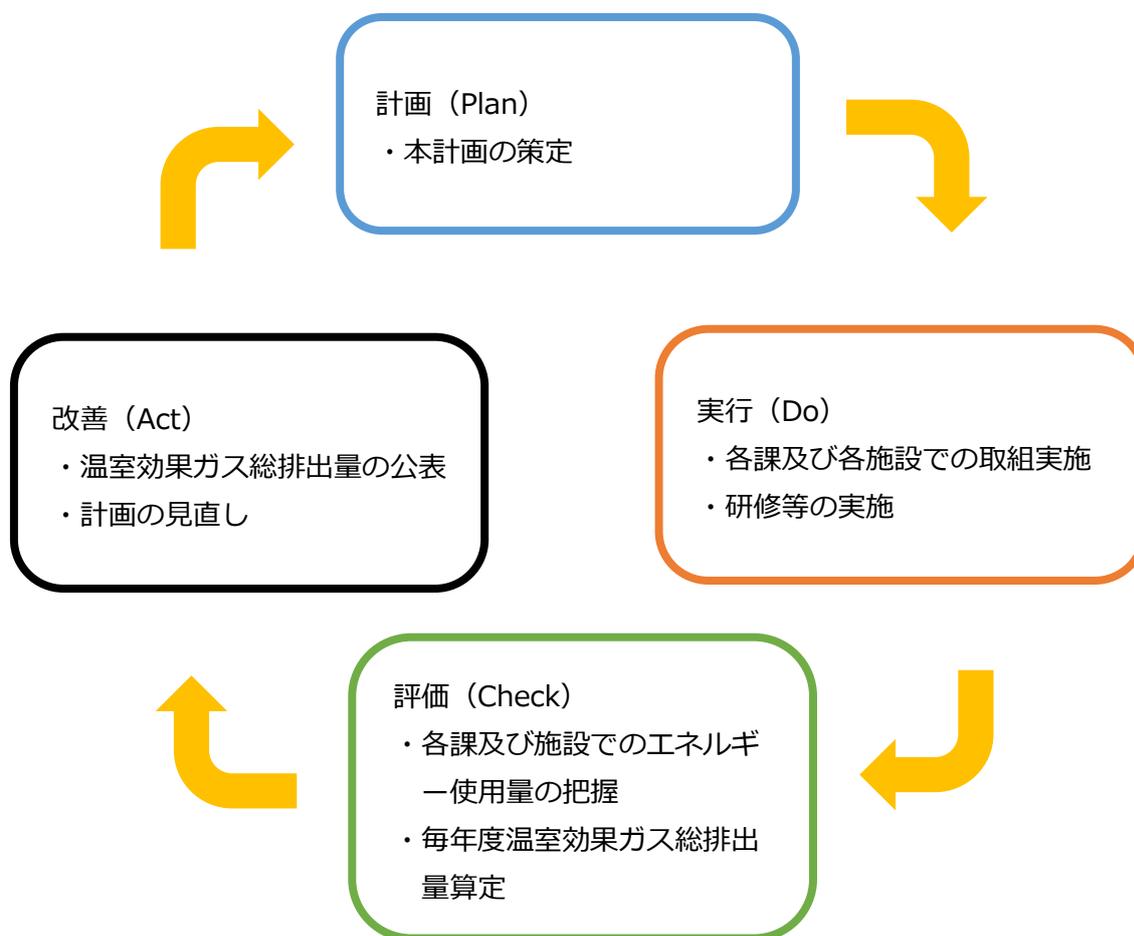


図 7 計画のPDCAサイクルのイメージ

参考資料

資料1 温室効果ガス排出量の算定に用いた排出係数

温室効果ガスの排出量は、一般的に以下の式により算定されます。各係数は下表のとおりです。

$$\text{温室効果ガス排出量(CO}_2\text{換算)} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

※活動量：エネルギー使用量や自動車の走行距離

※排出係数：活動量1単位当たりの温室効果ガス排出量

※地球温暖化係数：CO₂と比べてどれだけの温室効果があるかを示す係数

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)	265

排出源		CO ₂ 排出係数	CH ₄ 排出係数	N ₂ O 排出係数
燃料・電気の使用	ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L		
	軽油	2.58 kg-CO ₂ /L		
	灯油	2.49 kg-CO ₂ /L		
	A重油	2.71 kg-CO ₂ /L		
	液化石油ガス(LPG)	3.00 kg-CO ₂ /kg		
	電気(北海道電力)	0.533kg-CO ₂ /kWh		
自動車の走行	ガソリン・LPGを燃料とする普通・小型乗用車(定員10名以下)		0.000010 kg-CH ₄ /km	0.000029 kg-N ₂ O/km
	ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車(定員11名以上)		0.000035 kg-CH ₄ /km	0.000041 kg-N ₂ O/km
	ガソリンを燃料とする軽乗用車		0.000010 kg-CH ₄ /km	0.000022 kg-N ₂ O/km
	ガソリンを燃料とする普通貨物車		0.000035 kg-CH ₄ /km	0.000039 kg-N ₂ O/km
	ガソリンを燃料とする小型貨物車		0.000015 kg-CH ₄ /km	0.000026 kg-N ₂ O/km
	ガソリンを燃料とする軽貨物車		0.000011 kg-CH ₄ /km	0.000022 kg-N ₂ O/km
	ガソリンを燃料とする普通・小型・軽特種用途車		0.000035 kg-CH ₄ /km	0.000035 kg-N ₂ O/km
	軽油を燃料とする普通・小型乗用車(定員10名以下)		0.000002 kg-CH ₄ /km	0.000007 kg-N ₂ O/km
	軽油を燃料とする普通・小型乗用車(定員11名以上)		0.000017 kg-CH ₄ /km	0.000025 kg-N ₂ O/km
	軽油を燃料とする普通貨物車		0.000015 kg-CH ₄ /km	0.000014 kg-N ₂ O/km
	軽油を燃料とする小型貨物車		0.000008 kg-CH ₄ /km	0.000009 kg-N ₂ O/km
	軽油を燃料とする普通・小型特種用途車		0.000013 kg-CH ₄ /km	0.000025 kg-N ₂ O/km
	ハイブリッド自動車		0.000003 kg-CH ₄ /km	0.000001 kg-N ₂ O/km

資料2 計画対象施設

No.	施設類型	施設名
1	町民文化系施設	御西福祉館
2	町民文化系施設	栄丘福祉館
3	町民文化系施設	共栄福祉館
4	町民文化系施設	開生福祉館
5	町民文化系施設	曙福祉館
6	町民文化系施設	豊丘福祉館
7	町民文化系施設	青葉福祉館
8	町民文化系施設	音稻府地域住民センター
9	町民文化系施設	沢木住民センター（つどーれ）
10	町民文化系施設	中雄武集落センター
11	町民文化系施設	幌内歴史と生活の家
12	町民文化系施設	雄武町民センター
13	社会教育系施設	雄武町図書館（雄図ぴあ）
14	スポーツ・レクリエーション系施設	雄武町武道センター
15	スポーツ・レクリエーション系施設	雄武町ファミリースポーツセンター
16	スポーツ・レクリエーション系施設	町営学校プール
17	スポーツ・レクリエーション系施設	雄武町健康ふれあいセンター
18	スポーツ・レクリエーション系施設	雄武町農村広場
19	産業系施設	雄武町地域交流センター
20	産業系施設	雄武町畜産センター
21	産業系施設	幌内北農作業管理休養施設
22	産業系施設	北雄武公共牧場
23	産業系施設	雄武町営幌内地区大規模草地改良施設
24	産業系施設	雄武町営牧野
25	産業系施設	中山間雄武活性化施設
26	産業系施設	雄武町鳥獣残渣等処理施設
27	産業系施設	雄武町水産冷蔵施設
28	産業系施設	雄武町貯氷施設
29	学校教育系施設	雄武町立雄武小学校
30	学校教育系施設	雄武町立沢木小学校
31	学校教育系施設	雄武町立雄武中学校
32	学校教育系施設	雄武町学校給食センター
33	子育て支援施設	雄武町若草保育所
34	子育て支援施設	風の子児童センター
35	保健・福祉施設	元沢木寿の家
36	保健・福祉施設	日の出寿の家
37	保健・福祉施設	魚田寿の家

No.	施設類型	施設名
38	保健・福祉施設	雄武町立特別養護老人ホーム 雄愛園
39	保健・福祉施設	雄武町立介護老人保健施設 ハマナス
40	保健・福祉施設	雄武町在宅老人デイ・サービスセンター
41	保健・福祉施設	雄武町老人福祉センター
42	医療施設	雄武町国民健康保険病院
43	行政系施設	雄武町役場庁舎
44	行政系施設	除雪センター
45	行政系施設	旧雄武町地域包括支援センター
46	公営住宅等	宮の森荘（雄武町陶芸の家）
47	公園	雄武町日の出岬キャンプ場
48	公園	ふるさと・100メモリアル広場
49	公園	雄武町風の丘公園
50	公園	雄武町宮の森公園
51	供給処理施設	雄武町廃棄物焼却処理場
52	供給処理施設	雄武町廃棄物最終処分場
53	その他公共施設	雄武斎場
54	簡易水道施設	青葉第一浄水場
55	簡易水道施設	青葉第二浄水場
56	簡易水道施設	沢木浄水場
57	簡易水道施設	幌内浄水場
58	簡易水道施設	末広配水池
59	営農用水施設	上沢木浄水場
60	営農用水施設	栄丘浄水場
61	営農用水施設	共栄・中雄武浄水場
62	営農用水施設	幌内北浄水場
63	営農用水施設	音稻府浄水場
64	営農用水施設	雄武ダム
65	営農用水施設	中雄武中流警報局
66	営農用水施設	奥五十寒橋上流警報局
67	営農用水施設	奥五十寒橋下流警報局
68	営農用水施設	イソサム橋警報局
69	営農用水施設	北雄武 水位観測局
70	営農用水施設	南雄武 水位観測局
71	営農用水施設	中雄武 水位観測局
72	営農用水施設	上雄武 水位観測局
73	下水道施設	雄武浄化センター

資料3 用語解説

用語	意味
あ行	
IPCC	「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれる1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織。世界中の科学者が協力して、科学誌などに掲載された論文などの文献に基づいた定期的な報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に対し、科学的な基礎をあたえる。報告書には、定期的な報告書と、「特別報告書」と呼ばれるテーマを限ったものとの2種類があり、直近では「第6次評価報告書（AR6）」がパリ協定による脱炭素の取組の進捗具合の確認の基礎情報として出された。
EV	電気自動車（Electric Vehicle）のことで、搭載したバッテリーからモーターを回転させ走行する。ハイブリッド車や燃料電池自動車などと区別してBEV（バッテリー式電気自動車）と呼ばれることもある。走行時には温暖化の原因となる二酸化炭素等は排出されない。
一酸化二窒素（N ₂ O）	温室効果ガスの一つ。主な排出源は、燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機におけるエネルギー消費、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、排水処理。
ウォームビズ	冬季の地球温暖化対策の一環として、暖房時の室温を適正化（目安は20℃）し、快適に過ごすライフスタイルのことで、暖房に必要なエネルギー使用量を削減することにより、CO ₂ 発生量を削減することが目的。
エコドライブ	燃料消費量やCO ₂ 排出量を減らすことを意識した運転のしかたをいう。アイドリングストップ（停車時のエンジン停止）や車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転で一定の速度で走ることが推奨されている。
エネルギー起源CO ₂	電気の使用や灯油、重油、ガソリン、LPガス、都市ガスなど燃料の燃焼、他人から供給された熱の使用によって排出される二酸化炭素。
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことで、地球温暖化の主な原因とされている。例としては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など。GHG（グリーンハウスガス）とも。
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律。1998年、COP3での京都議定書の採択などを背景に、地球温暖化への対策を国・自治体・事業者・国民が一体となって取り組めるようにするため制定。
か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするというもので、排出せざるをえなかった分については同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロを目指すもの。「ゼロカーボン」や「二酸化炭素の排出量実質ゼロ」と同義語。
活動量	部門・分野ごとのCO ₂ 排出量とおおむね比例関係にある指標。統計データなどから把握しやすいもので設定。

用語	意味
気候変動枠組条約	1992年に国連で採択され1994年に発効された条約で、正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」という。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として掲げ、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことを各国が合意。日本では、1997年に京都で「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」が開催され、先進国の拘束力のある削減目標を定めた「京都議定書」が発効された。
kW (キロワット)	1ワットは1秒あたりに1ジュールのエネルギー(仕事)が変換・使用・消費されていることを表し、100ボルトの電圧で1アンペアの電流が流れた場合の仕事率を意味する。1kWは1,000W。
kWh (キロワット時)	1キロワットの電力を1時間使用した場合の電力量(仕事・熱量)。
クールビズ	地球温暖化対策の一環として、過度な冷房に頼らず様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのことで、室温の適正化(目安は28℃)とその温度に適した軽装に取り組み、冷房に必要なエネルギー使用量を削減することにより、CO ₂ 発生量を削減することが目的。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス等といった枯渇せず繰り返し永続的に利用できるエネルギーのこと。発電時に温室効果ガスをほとんど排出しないことから、地球温暖化対策として重要。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	温室効果ガスの一つ。主な排出源は、NF ₃ の製造、半導体素子等の製造。
CO ₂	二酸化炭素のこと。最も主要な温室効果ガス。
次世代自動車	大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車該当。
ZEB(ゼブ)	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることを目指した建物のこと。
ゼロカーボンシティ宣言	首長又は地方自治体が行う、「2050年にCO ₂ (二酸化炭素)を実質ゼロ(=ゼロカーボン)にすることを旨とする」宣言のこと。2023年末までに全国1,013自治体(約6割)が行っている。
た行	
地球温暖化係数	二酸化炭素に対して何倍の温室効果があるかという指標。
地球温暖化対策計画	温対法に基づく日本政府の総合計画。現行の計画は2025年2月に閣議決定されたもので、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに2035年度60%削減、2040年度73%削減を目標に、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いている。
電動車	動力源に電気を利用する自動車の総称で、以下の種類がある。 ①BEV：(バッテリー式)電気自動車 ②HEV：ハイブリッド自動車 ③PHEV：プラグインハイブリッド自動車 ④FCEV：燃料電池自動車

用語	意味
t-CO ₂	温室効果ガス排出量を示すために一般的に利用される二酸化炭素の重さ。
な行	
2013年度比	日本政府が「地球温暖化対策計画」で基準として設定している2013年度時点での温室効果ガス排出量に対する比率。
は行	
パーフルオロカーボン (PFC)	温室効果ガスの一つ。主な排出源は、アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用。
排出係数	あるエネルギー種を一定の量使用した場合の、単位当たり二酸化炭素排出量を表す係数。2023年の北海道電力の排出係数であれば0.549kg-CO ₂ /kWh、灯油であれば2.49kg-CO ₂ /Lなど
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	温室効果ガスの一つ。主な排出源は、クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用。
パリ協定	2015年12月に国連で採択された、気候変動に関する国際的枠組みで、1997年に採択された京都議定書の後続となるもの。全ての参加国に、温室効果ガスの排出削減抑制目標が定められている。
PHEV	プラグインハイブリッド自動車のことで、外部から充電することのできるハイブリッド車を指す。普段の通勤や買い物は電気のみでの走行、遠出の際はガソリン+電気で行き、外出先で充電スポットを気にせずに長距離運転ができる。また、災害時などに大容量バッテリーを使って自宅の家電を利用することも可能。
PDCAサイクル	PDCAサイクルとは業務管理においてPlan（計画）→Do（実行）→Check（確認）→Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。
非エネルギー起源CO ₂	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用などによって排出される二酸化炭素。
ま行	
メタン (CH ₄)	温室効果ガスの一つ。主な排出源は、燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	温室効果ガスの一つ。マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出。

雄武町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）

発行：令和7（2025）年3月

発行者：北海道雄武町